



隣接者との境界確認書

(1) 伐採する土地の地番	小林市 東方 字 木浦木 123 番 4	
(2) 隣接する	土地所有者 又は管理者	東方 太郎 
	上記の者の住所	小林市 東方 456
	所有する地番	小林市 東方 字 木浦木 123 番 3
	箇所の関係者 (続柄)	本人 相続人 () ・ 森林管理者 ・ その他 ()
(3) 現地立会い又は説明完了日時	R 6 年 3 月 10 日 午前 午後 10 時 30 分 (現地・その他)	
(4) 立会者 (伐採事業者・仲介業者等)	〇〇林業 担当 〇〇 〇〇	

(1) 伐採する土地の地番	小林市 東方 字 木浦木 123 番 4	
(2) 隣接する	土地所有者 又は管理者	真方 次郎 
	上記の者の住所	小林市 真方 789
	所有する地番	小林市 東方 字 木浦木 123 番 2
	箇所の関係者 (続柄)	本人 相続人 (長男) ・ 森林管理者 ・ その他 ()
(3) 現地立会い又は説明完了日時	R 6 年 3 月 12 日 午前 午後 10 時 30 分 (現地・その他)	
(4) 立会者 (伐採事業者・仲介業者等)	〇〇林業 担当 〇〇 〇〇	

(1) 伐採する土地の地番	小林市 東方 字 木浦木 123 番 4	
(2) 隣接する	土地所有者 又は管理者	南西方 三郎 
	上記の者の住所	小林市 南西方 741
	所有する地番	小林市 東方 字 木浦木 123 番 1
	箇所の関係者 (続柄)	本人 ・ 相続人 () ・ 森林管理者 ・ その他 ()
(3) 現地立会い又は説明完了日時	R 6 年 3 月 12 日 午前 午後 10 時 30 分 (現地・その他)	
(4) 立会者 (伐採事業者・仲介業者等)	〇〇会社 担当 〇〇 〇〇	

※注意事項

- ①土地所有者が自署する場合は押印の必要はありません。
- ②共有名義等の所有者が不確定の場合は、代表者が記入及び押印すること。
- ③伐採行為により生じた土地の境界等の紛争は、当事者間で解決すること。